

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 社長の出身地の自治体に企業版ふるさと納税を行った場合の適用について

#### 《内容》

関与先のA社は、今期（令和元年10月期）に、代表者の出身地の甲市の地方創生応援税制（いわゆる企業版ふるさと納税）に100万円寄付を行うことを予定しています。

なお、A社と甲市との間には、甲市はA社の社長の出身地である、というだけで、特別の関係はありません。この場合、その寄附金は、会社が負担すべきではなく、社長に対する給与である、と認定されるようなことはないでしょうか。

また、地方公共団体に対する寄附金の全額損金算入と企業版ふるさと納税（税額控除）とは重複適用をしてよいでしょうか。

### 『答』

- 1 企業版ふるさと納税は、国策である地方創生の深化のため認定地方公共団体が行う、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を税制面から支援するもので、公共性、公益性が高く、内閣府の行う認定地方公共団体の認定の手続などからみて、社長の出身地の地方公共団体に対する寄附であっても、会社が負担してよいものと考えます。
- 2 地方公共団体に対する寄附金の全額損金算入と企業版ふるさと納税（税額控除）との重複適用は禁止されていないので、両者は重複適用をすることができます。  
むしろ両者の重複適用を認めることによる減税効果により、まち・ひと・しごと創生事業の推進を図るのが制度の趣旨です。

### （解説）

- 1 法人が支出した国、地方公共団体に対する寄附金であっても、その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められる寄附金は、損金算入の対象になりません（法法37 ③一）。この考え方は、企業版ふるさと納税の適用対象である特定寄附金であっても、全く同じです。（措法47の12の2 ①）。

また、法人税基本通達9-4-2の2の規定においては、法人が損金として支出した寄附金で、その法人の役員等が個人として負担すべきであると認められるものは、寄附金ではなく、その負担すべき者に対する給与として処理する必要があるとされていますが、この場合、個人として負担すべきかど

うかは、寄附先、寄附に至った経緯や動機、寄附をする必然性、寄附金額の多寡、寄附金の支出手続、寄附の受領者の手続や認識等を総合勘案して判定します。

ご質問のケースにおいては、A社と甲市との間には、甲市はA社の社長の出身地である、というだけで、特別の関係がないということですので、会社が負担してよいものと考えます。

- 2 法人税の課税所得の計算上、法人が支出した国、地方公共団体に対する寄附金の額は、原則として全額損金算入が認められます（法法37③）。

また、地方公共団体に対する寄附金の全額損金算入と企業版ふるさと納税とは、重複適用することは禁止されていません。したがって、両者は重複適用をすることができます。

むしろ、両者の重複適用を認めることによる減税効果により、法人からの寄附を広く募り、まち・ひと・しごと創生事業の推進を図るのが制度の趣旨です。

なお、『内閣府地方創生推進事務局・平成28.4「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き—企業の力で地方創生—』においては、ご質問のように、A社が100万円の寄附をした場合、従来は地方公共団体に対する寄付金の全額損金算入の軽減効果約3割（約30万円）であったのが、地方創生応援税制では、これまでの約2倍の約60万円の軽減効果があるとされています。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。